証券コード　6730
平成27年５月25日

株主の皆さまへ

東京都千代田区外神田四丁目14番１号
株式会社アクセル
取締役社長　松　浦　一　教

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送（書面）又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年６月19日（金曜日）午後５時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年６月21日（日曜日）　午前10時（９時20分開場）

２．場　　所　　東京都千代田区飯田橋三丁目10番８号
ホテルメトロポリタンエドモント　２階　悠久の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
（「悠久の間」が満席となった場合は、第２会場をご案内させていただきますのでご了承ください。）

３．株主総会の目的事項

報告事項　　第20期（自平成26年４月１日　至平成27年３月31日）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。
◎会場内では照明・空調設定温度の調整などの節電対策を実施する予定です。あらかじめご了承いただくとともに、軽装にてお越しください。当社の役員及び係員は軽装（ネクタイ・上着着用なしを含む）にて対応いたします。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「計算書類の個別注記表」については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.axell.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部です。
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（http://www.axell.co.jp/）に掲載いたします。
◎本招集ご通知の発送日は平成27年５月25日ですが、早期開示の観点から平成27年５月21日より当社ウェブサイト（http://www.axell.co.jp/）に掲載しております。

【議決権行使の方法について】

⑴郵送（書面）による議決権行使について

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

⑵インターネットによる議決権行使について

議決権行使ウェブサイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットによる議決権行使に際しては、「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（７頁）をご確認ください。

⑶複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効といたします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効といたします。パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効といたします。

以　上

目次

株主総会参考書類
第１号議案　剰余金処分の件…… 5
第２号議案　監査役１名選任の件…… 6
インターネットによる議決権行使のお手続きについて…… 7
（添付書類）
事業報告
１．会社の現況…… 8
（１）当事業年度の事業の状況…… 8
（２）直前３事業年度の財産及び損益の状況…… 11
（３）重要な子会社の状況…… 11
（４）対処すべき課題…… 12
（５）主要な事業内容…… 13
（６）主要な営業所及び工場…… 14
（７）従業員の状況…… 14
（８）主要な借入先の状況…… 14
（９）その他会社の現況に関する重要な事項…… 14
２．株式の状況…… 15
（１）発行可能株式総数…… 15
（２）発行済株式の総数…… 15
（３）株主数…… 15
（４）大株主…… 15
３．会社の新株予約権等に関する事項…… 15
（１）当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権等の状況…… 15
（２）当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況…… 15
（３）その他新株予約権等に関する重要な事項…… 15
４．会社役員の状況…… 16
（１）取締役及び監査役の状況…… 16
（２）取締役及び監査役の報酬等の総額…… 17
（３）社外役員に関する事項…… 17
５．会計監査人の状況…… 19
（１）名称…… 19
（２）報酬等の額…… 19
（３）非監査業務の内容…… 19
（４）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針…… 19
（５）責任限定契約の内容の概要…… 19
６．職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制…… 20
（１）当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制…… 20
（２）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制…… 21
（３）当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制…… 21
（４）当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制…… 21
（５）当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制…… 22
（６）当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項…… 22

（７）当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制…… 22
（８）前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制…… 23
（９）当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項…… 23
（10）その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制…… 23
（11）財務報告の信頼性を確保するための体制…… 23
７．剰余金の配当等の決定に関する方針…… 24
８．会社の支配に関する基本方針…… 25
貸借対照表…… 26
損益計算書…… 27
株主資本等変動計算書…… 28
計算書類に係る会計監査報告…… 29
監査役会の監査報告…… 30

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社の株主還元方針は「株主の皆さまへの期間収益の還元」と「機動的な経営を可能にするための内部留保」の適正な水準を勘案し、株主の皆さまへの還元を最大化することです。本方針に基づき利益配当につきましては、当期純利益の50％を配当額とすること（配当性向50％）を原則といたします。配当性向50％で算定した配当額が前年配当額を下回る場合には、適正な内部留保の水準を確保したうえで、従前の配当水準を考慮し配当額を検討することとしております。

この方針のもと、当期の期末配当につきましては、１株につき30円とさせていただきたく存じます。

また、その他の剰余金の処分につきましては、自己株式の消却を実施するための原資を確保するため、別途積立金の一部を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えたく存じます。なお、当社は平成27年４月24日開催の取締役会で自己株式の取得（上限20億円もしくは125万株）を決議しており、当該剰余金の処分は、その決議に基づき取得した自己株式及び現在保有している自己株式（54株）の消却に備えるものであります。

１．期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類

金銭といたします。

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金30円　　総額372,065,940円

なお、中間配当金として25円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株につき55円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月22日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

⑴　増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　2,000,000,000円

⑵　減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　2,000,000,000円

第２号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役吉田良樹氏は任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

ふりがな 氏　名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
よしだ　よしき 吉　田　良　樹 (昭和12年９月24日生)	昭和37年４月　株式会社ニコン入社 平成７年６月　株式会社アバールデータ 常務取締役管理本部長 平成９年６月　同社常勤監査役 平成13年２月　当社常勤監査役（現任）	9,000株

(注) １．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．吉田良樹氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、吉田良樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

３．吉田良樹氏を社外監査役候補者とした理由は、平成７年６月から株式会社アバールデータの常務取締役管理本部長を務め、平成９年６月から同社の常勤監査役に就任しており、通算６年にわたり決算手続並びに財務諸表等の作成及び監査等に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有することに加え、当社が属する電気機器業界に係る豊富な経験及び知見とともに同業界での常勤監査役としての経験等を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。

４．吉田良樹氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって14年４ヶ月となります。

５．当社は、吉田良樹氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額であります。なお、同氏が再任された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。

以　上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．インターネットによる議決権行使について

（1）議決権行使ウェブサイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

（2）議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主さまのご負担となります。

（3）インターネットによる議決権の行使は、平成27年６月19日（金曜日）午後５時まで受け付けいたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．パスワードの取り扱い

（1）株主総会招集の都度、新しい「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

（2）パスワードは議決権を行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120-173-027（受付時間　午前９時～午後９時　通話料無料）

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（自　平成26年 4月 1日
至　平成27年 3月31日）

1．会社の現況

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀による金融緩和策により、輸出関連企業を中心とした企業収益や雇用情勢が改善されるなど、緩やかな景気回復基調が持続しました。しかしながら、円安に伴う輸入物価の上昇や消費税率引き上げによる影響など、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

また、当社の中心的市場であるパチンコ・パチスロ機市場におきましては、安定稼働が見込める一部の有力機種の販売は堅調に推移しているものの、遊技ホールの厳しい収益環境を背景に全体としては低調に推移しております。さらに平成26年９月に一般財団法人保安通信協会におけるパチスロ機型式試験の運用が変更されたことに伴い、当事業年度後半にかけてパチスロ機の販売は減少傾向を示しました。

かかる環境の中で当社は、主力製品であるパチンコ・パチスロ機市場向けグラフィックスLSI（注１）（サウンド、LED（注２）制御等の機能を統合した製品を含む）を中心に各種製品の販売に注力し、パチンコ・パチスロ機市場における事業規模の拡大に注力いたしました。さらには、組み込み機器市場（注３）に向けたグラフィックスLSIの採用拡大を図るとともに、デジタル簡易無線市場に向けた各種製品（注４）の営業活動にも注力いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は11,073百万円、営業利益は1,645百万円、経常利益は1,659百万円、当期純利益は1,115百万円となりました。

（注１）「グラフィックスLSI」とは、液晶表示装置等に表示を行うためのLSIを意味しております。

（注２）「LED」とは、Light Emitting Diodeの略です。導電することで発光する半導体素子を意味しており、発光ダイオードとも言われております。

（注３）「組み込み機器市場」とは、パチンコ・パチスロ機以外の組み込み機器の製造に係る市場として使用しております。組み込み機器とはコンピュータが内部に組み込まれており、そのコンピュータに特定のアプリケーションに特化した処理を行わせる電子装置を意味しております。医療機器や自動販売機、生活家電など多種多岐にわたる機器が組み込み機器に該当いたします。

（注４）デジタル簡易無線市場に関しましては、従来、子会社（株式会社ニューゾーン）で事業を展開しておりましたが、平成26年12月に当社は同社の事業全部を譲り受けたため、現在はニューゾーンブランドとして当社で事業を推進しております。

(1) パチンコ・パチスロ機市場向けLSI

当社は、パチンコ・パチスロ機市場に向けてグラフィックスLSI（機能統合化製品を含む）、LEDドライバLSI（注１）、メモリモジュール（注２）製品等を販売しており、グラフィックスLSIが中核製品となっております。また、パチンコ機、パチスロ機別の販売比率では、各市場の規模に比例して、パチンコ機向けの販売比率が高い状況となっております。

当事業年度における同市場向けグラフィックスLSIに関しましては、厳しい市場環境に加え、AG4のリユース（再使用）比率が上昇したこと等により前期比約15万個減の約126万個の販売にとどまりました。一方、同市場に向けたその他製品に関しましては、メモリモジュール製品、LEDドライバLSIともに、特定顧客の需要動向により前期を上回る販売となりました。以上の結果、グラフィックスLSIの減収をその他製品で補い、パチンコ・パチスロ機市場向け各種LSI製品の売上高は、前期比0.1％増となる10,708百万円となりました。

（注１）「LEDドライバLSI」とは、パチンコ・パチスロ機に搭載されるLEDを効率的に制御するためのLSIを意味しております。

（注２）「メモリモジュール」とは、パチンコ・パチスロ機の画像表示用基板に搭載される画像データを保持しておく部分の仕組みを意味しております。

(2) 組み込み機器市場向けLSI

当社は、医療機器や産業用機器等の組み込み機器市場に向けてグラフィックスLSIを販売しております。現在の製品構成は、PC系の仕組みを搭載した各種機器に対応したグラフィックスLSI「AG10」と比較的安価なCPUを搭載した一般的な組み込み機器において高解像度グラフィックスを実現する「AG9」シリーズになっております。同市場向けグラフィックスLSIに関しましては、当社製品採用メーカー各社の需要動向により、前期比11.2％減となる180百万円の売上高となりました。

(3) その他

当社では、前記LSI製品以外に顧客の開発を支援する開発評価基板やソフトウェアを開発、販売しております。また、ニューゾーンブランドとして、デジタル簡易無線関連に向けた製品も開発､販売しております。これら開発支援環境及びニューゾーンブランド製品等に係る売上高は、前期比37.1％増となる184百万円となりました。なお､当事業年度におけるニューゾーンブランド製品の売上高は僅少となっております。

(製品区分別受注・売上の状況)

(単位：百万円)

製品区分別	当事業年度 期首受注残高	当事業年度 受注高	当事業年度 売上高	当事業年度 期末受注残高
パチンコ・パチスロ機市場	3,024	11,912	10,708	4,229
組み込み機器市場	37	179	180	36
その他	12	172	184	0
合計	3,075	12,264	11,073	4,266

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は161百万円であります。

その主な内訳は、設計開発用機材等として50百万円、管理用機材等として87百万円、設計開発用ソフトウェア等として16百万円及び新規ファイナンス・リース契約による資産増加分4百万円となっております。

③ 資金調達の状況

当事業年度における設備投資等は、すべて自己資金で賄っております。

④ 事業の譲渡、吸収合併又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、平成26年12月１日付で100％出資子会社である株式会社ニューゾーンの事業の全部を譲り受けました。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

（2）直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第17期 (平成24年３月期)	第18期 (平成25年３月期)	第19期 (平成26年３月期)	第20期 (当事業年度) (平成27年３月期)
受　　注　　高（百万円）	10,161	15,021	11,859	12,264
売　　上　　高（百万円）	8,361	16,717	11,035	11,073
経　常　利　益（百万円）	1,433	3,340	2,070	1,659
当　期　純　利　益（百万円）	917	1,944	1,045	1,115
１株当たり当期純利益　（円）	74.01	156.80	84.26	89.91
総　　資　　産（百万円）	13,029	15,737	14,002	14,562
純　　資　　産（百万円）	12,039	13,233	13,130	13,556
１株当たり純資産額　（円）	970.76	1,067.05	1,058.75	1,093.10

（注）当事業年度より事業報告を単体ベースで作成しておりますので、上記の推移につきましても単体ベースの４期分を記載しております。

（3）重要な子会社の状況
該当事項はありません。
なお、連結子会社でありました株式会社ニューゾーンは平成27年2月27日付にて清算結了しております。

（4）対処すべき課題

当社では継続して成長し続けるため、以下の課題に取り組んでまいります。

① パチンコ・パチスロ機市場に対する取り組みについて

パチンコ・パチスロ機市場は当社の主力市場であり、同市場での安定収益の確保と持続的な成長を可能にするビジネスモデルの構築は当社の重要な課題であると認識しております。

同市場におきましては、市場の漸減傾向に加え、パチンコ・パチスロ機構成部材のリユース（再利用）による需要縮小の影響を受けるなど、厳しい市場環境が続いております。しかしながら同市場は、年間300万台程度のパチンコ・パチスロ機が販売される巨大な市場であることに加え、当社において事業化が可能な未参入領域も多く残されており、今後も当社事業の中核をなす市場であると考えております。

同市場に向けましては、引き続き主力製品であるグラフィックスLSIの高機能化を図るとともに、同製品を中核としたシステムビジネスへの展開、さらには同市場内における新たな領域への製品開発など製品の多様化を図ってまいります。また、顧客の開発負荷を軽減する開発支援環境の整備向上を図り、顧客とより密着した付加価値の高いソリューションを提供してまいりたいと考えております。このような施策を有機的に展開し、厳しい市場環境においても安定収益の確保と中長期的な成長を実現してまいりたいと考えております。

② パチンコ・パチスロ機市場以外に対する取り組みについて

現在、パチンコ・パチスロ機市場以外に向けた取り組みとして、医療機器や産業用機器等の組み込み機器に向けたグラフィックスLSI及びデジタル簡易無線に向けた各種製品を開発、販売しております。

組み込み機器向けグラフィックスLSIにおきましては、当社製品の搭載される機器の多くが多品種少量生産という特徴を有しているため、安定的な収益は確保しているものの、依然として小規模の事業にとどまっております。同製品におきましては、採用社数の拡大及び数的規模の大きい機器に搭載されるための諸活動が当面の課題になるものと考えております。

また、デジタル簡易無線向け製品におきましては、当初見込んだ製品の開発が終了し、現在は実機を使用した営業活動を展開しております。今後は営業活動を積極推進するとともに、同事業の成長可能性を適確に判断することが課題になるものと考えております。

③ 知的財産権の取得及び他社の知的財産権の侵害リスクを排斥するための取り組みについて

当社は、開発した各種技術に係る知的財産権の円滑な取得態勢の整備が重要な課題であると認識しております。また、当社の事業規模の拡大に応じて、他社の知的財産権の侵害リスクが高まるとの認識の下、他社の権利を侵害しないための対応整備が重要な課題になると捉えております。以上の課題に対し当社では、社長直轄の知的財産権全般にわたる担当部署を設置するとともに弁理士との緊密な関係構築や知的財産権に関する社内セミナーの開催といった取り組みを継続的に実施しております。今後におきましては、研究開発担当者、知的財産権を統括する部署及び弁理士との連携強化を進め、さらなる実効性の向上に努めてまいりたいと考えております。

④ コーポレート・ガバナンスの充実について

当社は、継続的な企業価値向上及び持続可能な成長を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの充実が重要であると考えております。

当社では企業理念において「全ての利害関係者を配慮したガバナンス体制を確立する」旨を明記するなど、経営上の重要な指針としてコーポレート・ガバナンスを位置づけております。当社は企業理念に従い全てのステークホルダーに配慮しつつ、当社の業態、事業規模等に見合ったコーポレート・ガバナンス体制を適宜構築していくことが重要な課題であると考えております。

«コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方»

当社はコーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題と位置づけており、企業理念において「全ての利害関係者を配慮したガバナンス体制を確立する」旨を明記するとともに、「株式会社アクセル行動規範」を定め、これを経営上の重要な指針のひとつとして位置づけております。当社ではコーポレート・ガバナンスの充実を図り、企業組織として社会的倫理観をもって事業活動を行うとともに、経営の健全性、透明性、効率性を高めることにより、企業価値の向上と持続可能な成長を目指しております。

（5）主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社は、各種LSI製品、基板製品及び電子機器の開発、販売を主たる業務としております。当社の主要製品につきましては、１．会社の現況　(1)当事業年度の事業の状況　①事業の経過及び成果に記載の構成となっております。

（6）主要な営業所及び工場（平成27年３月31日現在）

名称	所在地
本　　社	東京都千代田区外神田四丁目14番１号

（7）従業員の状況（平成27年３月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
82（26）名	8名増（4名増）	40.6歳	7.6年

（注）従業員数は就業人員であり、派遣社員等は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（8）主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

該当事項はありません。

（9）その他会社の現況に関する重要な事項

CSR活動について

当社は、企業の社会性を認識し社会貢献活動を重要な責務として捉え、企業体力に見合った規模で各種CSR（注）活動を実施しております。当事業年度におきましては、独立行政法人環境再生保全機構地球環境基金、公益財団法人日本心臓財団、公益財団法人がん研究会への寄付金に加え、日本赤十字社を通じた災害義援金等の拠出を実施しております。

また、組み込み技術者の育成を目的として、筑波大学において大学生に向けた教育プログラムを実施しております。本教育プログラムは、当社の寄付によって運営され、当社のエンジニアも講師として派遣されております。本プログラムでは、将来のわが国を担う技術者の育成、ひいては日本が世界に誇る組み込み技術の発展に貢献してまいりたいと考えております。

平成27年３月期における災害義援金等の拠出先

- 7.9南木曽町豪雨災害義援金
- 平成26年広島県大雨災害義援金
- 平成26年８月京都府・兵庫県丹波市豪雨災害義援金
- 平成26年徳島県台風11号・12号災害義援金
- 2015年南太平洋サイクロン救援金

（注）CSRとは、Corporate Social Responsibilityの略であり、持続可能な社会形成を目的として、企業が経済活動に加えて社会や環境などの要素に向けても責任ある活動をすべきであるという概念であります。

2．株式の状況（平成27年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　23,112,000 株

（2）発行済株式の総数　12,402,252 株

（3）株主数　6,890 名

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
佐々木譲	1,247,100株	10.05%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	880,500	7.09
緑屋電気株式会社	849,000	6.84
市原澄彦	595,800	4.80
柴田高幸	594,800	4.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	523,000	4.21
松浦一教	388,800	3.13
奥村龍昭	369,000	2.97
森屋和喜	368,800	2.97
株式会社アバールデータ	260,000	2.09

（注）持株比率は自己株式（54株）を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権等の状況
該当事項はありません。

（2）当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4．会社役員の状況

（1）取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	佐々木　譲	
取締役副会長	市原澄彦	
※　取締役社長	松浦一教	
※　取締役副社長	斉藤昭宏	営業グループゼネラルマネージャー
取締役	柴田高幸	
取締役	千代進弘	管理グループゼネラルマネージャー
取締役	蟹江幸司	技術グループゼネラルマネージャー
取締役	鈴木眞巨	ストラテジック キャピタル パートナーズ株式会社　代表取締役
常勤監査役	吉田良樹	
監査役	三村勝也	公認会計士・税理士
監査役	五十島滋夫	公認会計士・税理士 太洋物産株式会社　社外監査役(常勤) 株式会社新東京グループ　社外監査役

（注）１．※印は代表取締役であります。
２．取締役鈴木眞巨氏は、社外取締役であります。
３．常勤監査役吉田良樹氏、監査役三村勝也氏及び監査役五十島滋夫氏は、社外監査役であります。
４．常勤監査役吉田良樹氏、監査役三村勝也氏及び監査役五十島滋夫氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
①常勤監査役吉田良樹氏は、平成７年６月から株式会社アバールデータの常務取締役管理本部長を務め、平成９年６月からは同社の常勤監査役に就任しており、通算６年にわたり決算手続き並びに財務諸表等の作成及び監査等に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
②監査役三村勝也氏は、長年にわたる公認会計士及び税理士としての経験及び事業会社の経営に関する相当程度の知見を有するものであります。
③監査役五十島滋夫氏は、長年にわたる公認会計士及び税理士としての経験及び事業会社の経営に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．取締役鈴木眞巨氏、常勤監査役吉田良樹氏、監査役三村勝也氏及び監査役五十島滋夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（2）取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	報　酬　等　の　総　額
取　締　役 （うち社外取締役）	8名 （1名）	226百万円 （6百万円）
監　査　役 （うち社外監査役）	3名 （3名）	19百万円 （19百万円）
合　　計	11名	245百万円

（注）1．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、平成22年６月20日開催の第15期定時株主総会において、固定枠として年額180百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内、また使用人分給与は含まない。）と、平成24年６月17日開催の第17期定時株主総会において、会社業績に連動した業績連動報酬枠として年額100百万円以内（ただし、社外取締役は含まない。）の合計額と決議いただいております。なお、非連結決算への移行に伴い、業績連動報酬枠の算定基準の「連結自己資本利益率（ROE）」を「自己資本利益率（ROE）」と読み替えて適用しております。
3．監査役の報酬限度額は、平成８年１月30日開催の創立総会において年額20百万円以内と決議いただいております。
4．取締役の報酬等の総額には、当事業年度に係る業績連動報酬59百万円が含まれております。

（3）社外役員に関する事項

①　他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

地　位	氏　名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	鈴　木　眞　巨	ストラテジック キャピタル パートナーズ株式会社	代表取締役

（注）当社と上記の会社との間に重要な取引関係はありません。

②　他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　位	氏　名	兼職する法人等	兼職の内容
監査役	五十島　滋　夫	太洋物産株式会社 株式会社新東京グループ	社外監査役（常勤） 社外監査役

（注）当社と上記の会社との間に重要な取引関係はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	鈴木眞巨	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、経営全般の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役	吉田良樹	当事業年度開催の取締役会14回及び監査役会14回のすべてに出席し、経営全般の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	三村勝也	当事業年度開催の取締役会14回及び監査役会14回のすべてに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	五十島滋夫	当事業年度開催の取締役会14回及び監査役会14回のすべてに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

（注）書面決議による取締役会の回数は除いております。

④　責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額としております。

5．会計監査人の状況

（1）名称　　新日本有限責任監査法人

（2）報酬等の額

	支　払　額
公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	20百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会の目的事項とします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されることに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関は、取締役会から監査役会に変更されます。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

（5）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6．職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。また、会社法で求められる体制に加え、金融商品取引法に基づく「財務報告の信頼性を確保するための体制」を重要な体制整備として捉え、定期的に整備状況を評価するとともに、必要に応じて改善措置を講じるなど内部統制システムの実効性の向上に努めております。

（1）当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

①当社取締役及び使用人は、当社が定める企業理念及び行動規範に則り、法令及び定款等の遵守はもとより、企業の社会的存在意義を踏まえた社会から求められる価値観、倫理観を堅持する。

②当社は、代表取締役社長直属の組織として内部管理担当を設け、当該組織の長を内部監査実施者に選定する。この社内組織化された内部監査実施者は、業務執行組織から独立した視点で、取締役及び使用人の法令及び定款等に係る遵守状況についての監査を実施する。

③取締役会は、法令、定款及び取締役会規程の定めるところにより、法定事項並びに業務執行に係る各種事項を適宜適切に決定又は承認し、取締役会を構成する各取締役は、互いの職務執行状況を監視する。また、独立性の高い社外取締役を選任する。

④当社は、法令違反その他コンプライアンスに係る発生事実についての通報窓口を社内に設けるとともに、社外の弁護士を直接の情報受領者とする外部通報窓口を設置する。

⑤当社は、「内部者取引管理規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、適宜適切な情報開示に努め、インサイダー取引を防止する体制を整備する。

⑥当社は、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、行動規範において「反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、利益供与は一切行わない」旨を定め、また、所轄警察署、弁護士等の外部専門機関との協力体制を維持強化している。

（2）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（会社法施行規則第100条第1項第1号）

①取締役の職務の執行に係る以下の情報の保存及び管理は、関係法令及び関連する社内規程等に従い、適切な保存を行うとともに、必要に応じて閲覧可能な状態での管理を行う。

イ．株主総会議事録・取締役会議事録及び関係資料

ロ．取締役及び重要な使用人が主催する重要な会議の議事録及び関係資料

ハ．稟議書及び附属書類等、取締役の職務の執行に係る重要な文書

②上記以外の重要書類の保存及び管理については、関係法令等に従い、所管部署ごとに適切に保存及び管理する。

③取締役の職務の執行に係る情報及びその他の重要情報の保存を電磁的方法により行う場合のバックアップ体制を構築する。また、構築したバックアップ体制の強化を継続的に実施する。

（3）当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（会社法施行規則第100条第1項第2号）

①危機管理規程を制定し、損失の危険を回避するための諸施策を講じる。また、損失の危険が現実化した場合、迅速かつ適切な対応を行う。

②事業の遂行に伴い発生する可能性のあるリスクは、当社を構成するチーム及び担当ごとに継続的な考察を実施し、その結果をGM会議（注）及び取締役会に報告する。

③企業活動の継続性（Business Continuity Plan）の観点から、大規模災害時等における全社的な対応の可能性を検討する。

（注）GM会議とは、社長、業務執行取締役、グループ長、グループ内チーム長による定例会議であります。

（4）当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（会社法施行規則第100条第1項第3号）

①当社は、取締役の業務執行の効率化を実現するため、職制、組織、業務分掌、職務権限等を定めた各種規程を定める。

②当社は、原則としてすべての取締役及び社外監査役が出席する定例取締役会を毎月１回開催し、取締役の職務執行状況報告を行う。

③取締役会は、代表取締役、社長及び役付役員を選定することで各取締役の職責を明確にする。また、主要事業部門を統括する役員を選定し、業務執行に係る責任の明確化を図る。

④当社は、経営上の重要事実に係る各種情報の共有を目的として、GM会議に関してもすべての取締役が出席することを原則とするとともに、稟議書につき社内取締役の承認回覧及び社外取締役の閲覧を実施するものとする。
⑤当社は、代表取締役社長の指示の下、毎期首において取締役会の承認を経た中期経営計画を策定し、職務執行の指針とする。

（5）当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第5号）
現在、子会社に該当するものは存在しないが、将来において子会社等を設置する場合には、子会社管理規程に基づき、必要な体制等を整備する。

（6）当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
（会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号、第3号）
①当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、監査役補助者として適切なものを任命することとする。
②当社は、監査役補助者の独立性を担保するため、その任命、解任等独立性に係る各種案件につき、監査役会と協議の上、決定するものとする。

（7）当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
（会社法施行規則第100条第3項第4号イ）
①監査役は、取締役や使用人から以下の事項につき報告を受けるものとする。
イ．定期的に報告を受ける事項
・経営・事業及び財務の状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況
ロ．臨時に報告を受ける事項
・経営に係る重要な発生事実
・取締役の職務執行に係る不正行為、法令・定款に違反する重要な発生事実
②監査役は、上記の情報を適切に入手するため、取締役会に出席する。また、常勤監査役は、経営上重要性の高い社内会議に出席するとともに、稟議書等の重要書類の閲覧を実施する。

③内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な場合は速やかに監査役に報告する。

（8）前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（会社法施行規則第100条第3項第5号）

前号の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないよう「内部通報に関する規程」に基づき、当該報告者を適切に保護する。

（9）当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

（会社法施行規則第100条第3項第6号）

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払い又は債務の処理等の請求をしたときは、「株式会社アクセル監査役監査基準」に基づき、速やかに当該費用又は債務を処理する。なお監査役は、当該費用の支出に当っては、その効率性及び適正性に留意するものとする。

（10）その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（会社法施行規則第100条第3項第7号）

①取締役は、取締役及び使用人に対する監査役監査の重要性を認識し、監査役監査の環境を整備するよう努める。

②当社は、監査役と代表取締役との定期的な会合の開催、業務執行取締役との会合の開催、使用人等からの面談機会の設定、会計監査人との定期的な意見交換機会などを設け、監査役が必要とする情報収集を行える体制を確保する。

（11）財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の基本方針及び各種規程を定め、全社的な内部統制及び個別業務プロセスの統制システムを整備し、これを運用する。また、その仕組みの有効性の評価を行い、継続的な改善を実施する。

（注１）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されること等に伴い、平成27年4月15日開催の当社取締役会決議により内容を一部改定しております。前記は当該改定後の内容を記載しております。なお、主な改定内容は、監査に関する体制について法令の改正に合わせて具体的な表現に見直したこと及び当事業年度より非連結決算に移行したことに伴い当社企業集団における業務の適正を確保するための体制について、その内容を見直したことであります。

（注２）会社法施行規則第100条第1項第5号イから二及び第100条第3項第4号ロに掲げる事項については、取締役会決議日（平成27年4月15日）現在、子会社が存在しないため決議は行っておりません。

７．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の株主還元方針は「株主の皆さまへの期間収益の還元」と「機動的な経営を可能にするための内部留保」の適正な水準を勘案し、株主の皆さまへの還元を最大化することです。本方針に基づき利益配当につきましては、当期純利益の50％を配当額とすること（配当性向50％）を原則といたします。配当性向50％で算定した配当額が前年配当額を下回る場合には、適正な内部留保の水準を確保したうえで、従前の配当水準を考慮し配当額を検討いたします。なお、内部留保資金につきましては、中長期的な成長戦略に基づき、主に研究開発や新たな事業展開への必要資金として活用し、継続的な企業価値向上に努めます。

当社は、事業規模に応じた適正な水準として、販売費及び一般管理費の３年分を目処に内部留保することとしておりますが、企業価値向上の観点から資本効率等を意識した経営を行うことも重要視しており、両者のバランスを十分に斟酌した資本政策を遂行してまいります。自社株買いにつきましては、上記に基づき、内部留保資金と資本効率のバランスを勘案しつつ、資本政策上の施策として、資本効率の向上、株式の流動性等を総合的に勘案しながら検討することとしております。

8．会社の支配に関する基本方針

当社では会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めておりませんが、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する者であると同時に、当社の企業価値の源泉を理解し様々なステークホルダーとの間で円滑な関係を構築できる者が望ましいと考えております。

現時点におきまして「敵対的買収防衛策」を導入する計画はありませんが、株主の皆さまから負託された当然の責務として、企業価値及び株主共同の利益に資さない買収者に備えた適切な対応も必要であると考えております。「敵対的買収防衛策」につきましては、大株主の異動状況や社会的な動向も見極めつつ、弾力的な検討を進めてまいりたいと考えております。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	13,689	流動負債	969
現金及び預金	8,500	買掛金	170
売掛金	550	リース債務	1
有価証券	2,999	未払金	393
商品及び製品	1,483	未払費用	93
原材料及び貯蔵品	0	未払法人税等	137
前渡金	0	未払消費税等	152
前払費用	87	預り金	21
繰延税金資産	66	固定負債	35
その他	0	リース債務	1
固定資産	872	資産除去債務	33
有形固定資産	297	負債合計	1,005
建物	103	（純資産の部）	
工具、器具及び備品	190	株主資本	13,531
リース資産	3	資本金	1,018
無形固定資産	38	資本剰余金	861
特許権	4	資本準備金	861
商標権	0	利益剰余金	11,650
ソフトウェア	34	利益準備金	1
投資その他の資産	536	その他利益剰余金	11,649
投資有価証券	197	別途積立金	10,200
長期前払費用	21	繰越利益剰余金	1,449
敷金及び保証金	92	自己株式	△0
繰延税金資産	130	評価・換算差額等	25
その他	95	その他有価証券評価差額金	25
資産合計	14,562	純資産合計	13,556
		負債・純資産合計	14,562

損　益　計　算　書

（自　平成26年 4月 1日
　至　平成27年 3月31日）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
売上高		11,073
売上原価		6,342
売上総利益		4,731
販売費及び一般管理費		3,086
営業利益		1,645
営業外収益		
受取利息	0	
有価証券利息	0	
受取配当金	2	
未払配当金除斥益	1	
生命保険配当金	1	
還付加算金	3	
投資事業組合運用益	2	
その他	1	15
営業外費用		
為替差損	0	
固定資産除却損	0	
その他	0	1
経常利益		1,659
特別損失		
会員権評価損	2	
子会社清算損	29	32
税引前当期純利益		1,627
法人税、住民税及び事業税	313	
法人税等調整額	198	511
当期純利益		1,115

株主資本等変動計算書

（自　平成26年 4月 1日
至　平成27年 3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,018	861	861	1	10,000	1,216	11,217	△0	13,098
当期変動額									
剰余金の配当						△682	△682		△682
別途積立金の積立					200	△200	－		－
当期純利益						1,115	1,115		1,115
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	200	233	433	－	433
当期末残高	1,018	861	861	1	10,200	1,449	11,650	△0	13,531

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	32	32	13,130
当期変動額			
剰余金の配当			△682
別途積立金の積立			－
当期純利益			1,115
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6	△6	△6
当期変動額合計	△6	△6	426
当期末残高	25	25	13,556

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年４月24日

株 式 会 社 ア ク セ ル
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鹿　島　かおる　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　飯　塚　　徹　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アクセルの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年４月24日開催の取締役会において、自己株式を取得することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けました。

各監査役は、監査役会が定める監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等から職務の執行状況の報告を受け、重要な決裁書類を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項（改正会社法第362条第４項）に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築、運用、見直しの状況について、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

また、金融商品取引法に基づく、財務報告内部統制についても、監査役の立場で検証を加えました。

子会社につきましては、平成26年12月１日付で親会社に事業譲受が行われ、法的清算手続、監督官庁への届け出、開示等が適正に行われたことを確認いたしました。従いまして、当社は平成27年３月期通期決算より連結子会社が存在しない非連結会社となったことも併せて確認いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、これらに基づき当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書について検討いたしました。

なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保する体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしたがって整備されている旨の通知を受けました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
さらに、財務報告内部統制についても特に監査役の立場で付け加えることはありません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年４月24日

株式会社アクセル　監査役会

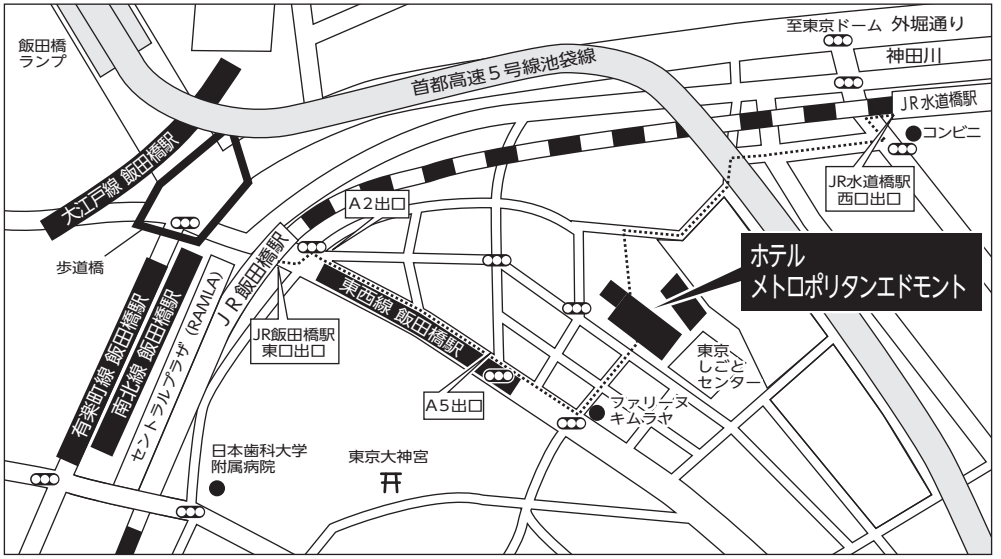
監査役（常勤、社外）　吉田良樹 ㊞

監査役（社外）　三村勝也 ㊞

監査役（社外）　五十島滋夫 ㊞

以　上

株主総会会場ご案内図



会　　場：東京都千代田区飯田橋三丁目10番８号
　　ホテルメトロポリタンエドモント　２階　悠久の間
　　ＴＥＬ　０３－３２３７－１１１１
最 寄 駅：・ＪＲ飯田橋駅東口より徒歩約５分
　　・地下鉄有楽町線／南北線／大江戸線　飯田橋駅Ａ２出口より徒歩約５分
　　・地下鉄東西線　飯田橋駅Ａ５出口より徒歩約２分
　　・ＪＲ水道橋駅西口より徒歩約５分

●同封の「株主総会会場ご案内図　補足資料」も併せてご参照ください。
●会場周辺には有料駐車場もございますが、数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080

UD FONT
ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、
より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

第20期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

計算書類の個別注記表
（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

株式会社 アクセル

「計算書類の個別注記表」は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.axell.co.jp/）に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

・その他有価証券

時価のあるもの　事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。
なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②　たな卸資産

・製品　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品　最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）　定率法（ただし、建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　３～15年
工具、器具及び備品　２～20年

②　無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（３～５年）による定額法を採用しております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より区分掲記いたしました。なお、前事業年度の「固定資産除却損」は０百万円であります。

3．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　905百万円

4．損益計算書に関する注記

⑴　研究開発費の総額　1,948百万円

⑵　子会社清算損

平成27年2月に清算結了した連結子会社である株式会社ニューゾーンに対する清算損であります。

5．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	12,402,252株	－	－	12,402,252株

⑵　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	54株	－	－	54株

⑶　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年６月21日定時株主総会	普通株式	372	30	平成26年３月31日	平成26年６月23日
平成26年10月24日取締役会	普通株式	310	25	平成26年９月30日	平成26年11月19日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月21日定時株主総会	普通株式	372	利益剰余金	30	平成27年3月31日	平成27年6月22日

⑷ 当事業年度末日における新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

6．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、主にLSI製品の研究開発及び販売事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金（銀行預金等）を保有しております。また、現在保有する資金を超える資金が必要と判断された場合には、都度の状況等を勘案し、資金調達を実施する方針としております。

保有する銀行預金等の金融資産のうち、一時的な余資につきましては安全性の高い金融資産で運用することにより金融資産の活用と保全の両立を図っております。また、デリバティブ取引等のリスクを伴う投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、月末締め翌月精算を基本としており、可能な限り短期間での精算とすることでリスクの低減を図っております。

有価証券は、保有する銀行預金等のうち、一時的な余資と判断された資金で購入した国庫短期証券で構成されており、概ね国庫短期証券と同程度のリスクを超える金融商品は保有しない方針であります。

投資有価証券は、取引先企業との連携を確認する目的で保有する株式及び投資事業有限責任組合への出資であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、営業債権である売掛金と同様に月末締め翌月精算を基本としており、概ね1ヶ月で精算することとしております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権の管理に関して債権管理規程を規定し、当該規程に従った管理を行っております。新規の取引先については、取引開始時における信用調査を管理グループが担当しております。また、継続取引における取引先に向けた債権については、営業グループが当該取引先の財政状態及び当該取引先との取引に係る債権の期日、残高等を確認しており、管理グループによる定期的な確認と併せた管理を行っております。

当社では、主に上記の管理を実施することにより、営業債権の回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券を構成する債権は、すべて安全性の高い国庫短期証券で構成されており、信用リスクは僅少であります。

当事業年度の決算日現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

・市場リスクの管理
当社は、取引先企業との連携を確認する目的で証券取引所市場に上場している企業の株式を保有しており、また、投資事業有限責任組合への出資を投資有価証券として貸借対照表に計上しております。当該投資有価証券につきましては、定期的にその時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との連携状況等を勘案しながら継続的な見直しを実施しております。
・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社では、当月における資金決済状況と残高推移及び翌月における資金決済予定の見通しと予定残高推移見通しの確認を実施し、資金決済に関する安全性に配慮した運用を実施することで流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定におきましては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤　信用リスクの集中
当事業年度の決算日現在における営業債権のうち、96％が特定の大口顧客に対するものであります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項
平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額（百万円）	時価　（百万円）	差額　（百万円）
①現金及び預金	8,500	8,500	－
②売掛金	550	550	－
③有価証券			
その他有価証券	2,999	2,999	－
④投資有価証券			
その他有価証券	99	99	－
資産計	12,150	12,150	－
①買掛金	170	170	－
②未払法人税等	137	137	－
負債計	307	307	－

（＊）当社は、デリバティブ取引を行っておりません。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
資産
① 現金及び預金
預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 売掛金
売掛金は、概ね1ヵ月の期間で決済されており、信用リスク管理も実施している点に鑑み、その時価は帳簿価額と近似すると考えられることから、当該帳簿価額によっております。
③ 有価証券、④ 投資有価証券
有価証券は、すべて国庫短期証券で構成されており、その時価はリスク等にも鑑み、取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資有価証券の時価につきましては、株式等の取引所における価格によっております。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。また、当事業年度中に売却した投資有価証券はありません。

負債
① 買掛金
買掛金は、概ね1ヵ月の期間で決済されており、資金状態等に鑑みた時価は帳簿価額と近似すると考えられることから、当該帳簿価額によっております。
② 未払法人税等
未払法人税等は、短期間で決済されており、資金状態等に鑑みた時価は帳簿価額と近似すると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得価額(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの	⑴株式	99	66	33
	⑵債券			
	①国債・地方債等	－	－	－
	②社債	－	－	－
	③その他	－	－	－
	⑶その他	－	－	－
	小計	99	66	33
貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの	⑴株式	－	－	－
	⑵債券			
	①国債・地方債等	2,999	2,999	△0
	②社債	－	－	－
	③その他	－	－	－
	⑶その他	－	－	－
	小計	2,999	2,999	△0
合計		3,099	3,066	32

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合への出資	98百万円

投資事業有限責任組合については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるものであるため「④投資有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内（百万円）	1年超5年以内（百万円）	5年超10年以内（百万円）	10年超（百万円）
現金及び預金	8,500	－	－	－
売掛金	550	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	3,000	－	－	－
合計	12,051	－	－	－

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産

減価償却費損金算入超過額	91百万円
一括償却資産損金算入超過額	3百万円
未払事業税否認	14百万円
未払事業所税損金不算入	0百万円
賞与引当金繰入超過額	50百万円
減損損失否認	1百万円
その他	55百万円
繰延税金資産合計	218百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△12百万円
その他	△9百万円
繰延税金負債合計	△21百万円
繰延税金資産の純額	196百万円

なお、繰延税金資産から評価性引当額5百万円を控除しております。

8．企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等

⑴　取引の概要

①　対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称　当社の連結子会社である株式会社ニューゾーンの全事業

事業の内容　半導体及び電子機器の開発販売

②　企業結合日

平成26年12月１日

③　企業結合の法的形式

株式会社ニューゾーンを事業譲渡会社、当社を事業譲受会社とした事業譲受け

④　結合後企業の名称

株式会社アクセル

⑤　その他取引の概要に関する事項

株式会社ニューゾーンはデジタル簡易無線分野に向けた事業を展開しておりましたが、グループ内における経営の合理化、効率化を図るため連結子会社である株式会社ニューゾーンの事業全部を譲受けました。なお、同社は平成27年２月27日付で清算結了しております。

⑵　実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

9．資産除去債務に関する注記

⑴　当該資産除去債務の概要

本社オフィスの建物賃貸借契約に伴う、原状回復義務等であります。

⑵　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を42.75年～50年と見積り、割引率は1.820％～2.301％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

⑶　当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	32百万円
時の経過による調整額	0百万円
期末残高	33百万円

10. 関連当事者との取引に関する注記

重要性に乏しいため記載を省略しております。

11. １株当たり情報に関する注記

⑴	１株当たり純資産額	1,093円10銭
⑵	１株当たり当期純利益	89円91銭

12. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、平成27年４月24日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

⑴ 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るため、定款の定めに従い自己株式の取得を行うものであります。

⑵ 取得の内容

①	取得する株式の種類	当社普通株式
②	取得する株式の総数	1,250,000株（上限） （発行済株式総数に対する割合10.08％）
③	取得する期間	平成27年５月１日から平成28年２月29日まで
④	取得価額の総額	2,000百万円（上限）
⑤	取得の方法	信託方式における市場買付